

わたしたちの上下水道 20号

山口市上下水道局 広報紙 2015.6.1号

小郡下郷雨水排水ポンプ場増築工事竣工
平成二十七年四月二十八日から増築部分供用開始

第57回 水道週間スローガン

『カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口』
6月1日から7日は水道週間です。水道週間とは、広報活動などを通じて、水道に対する理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、水道事業のさらなる発展に資することを目的として、厚生労働省の提唱により毎年実施されています。



も・く・じ

- 平成27年度水道事業会計予算及び公共下水道事業会計予算について 2
- 水道水は安心・安全です 3
- 漏水発見にご協力をお願いします 3
- 山口市総合浸水対策計画について 4・5
- 災害等の非常時に備えましょう 6
- 水道管に関するお知らせ 6
- 10月使用分から公共下水道使用料などが変わります 7
- 上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で 8
- 上下水道局へのお問い合わせ先 8

※各記事に関するお問い合わせは、記事中の「お問い合わせ先」をお願いいたします。

この広報紙は再生紙を使用しています。
使い終わったら、「新聞紙」として古紙類の分別収集に出しましょう。

上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替のお申し込みは、下記の金融機関(本店及び全国の支店)の窓口にて手続きをお願いします。

- ・山口銀行
- ・西中国信用金庫
- ・防府とくち農協
- ・北九州銀行
- ・みずほ銀行
- ・秋山口信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・山口県漁協(但し吉佐及び大海支店のみ)
- ・西京銀行
- ・山口中央農協
- ・ゆうちょ銀行
- ・もみじ銀行
- ・山口宇部農協
- ・信用組合広島商銀

- 市内でお取り扱いができる金融機関には、申請書(口座振替依頼書)が備え付けてあります。通帳、印鑑(届出印)、検針のお知らせ票など使用者番号が記載されたものを金融機関の窓口にご持参ください。
- 口座振替の開始は、申請から手続き完了まで1か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。
- 振替日は、検針月の翌月25日です。(休日の場合は翌営業日)



お問合せ先 上下水道料金センター TEL083-933-6664/6665

上下水道局へのお問い合わせ先

| 業務内容 | 北部地域 | 南部地域 |
|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| | 徳地地域及び大殿・白石・湯田・仁保・小鯖・大内・宮野・平川・吉敷・大蔵地区 | 小郡・秋穂・阿知須地域及び陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山地区 |
| 水道料金・公共下水道使用料や使用水量のことなど | 上下水道料金センター (083-933-6664/6665) | 上下水道料金センター小郡出張所 (083-973-6332) |
| 引越しに伴う手続きのこと | 上下水道料金センター(083-933-6664/6665) | |
| 休日・夜間受付 | 上下水道料金センター(083-933-6664/6665) | |
| 農業・漁業集落排水使用料のことなど | 上下水道総務課料金管理対策室(083-933-6697) | |
| 水道の断水、水道管の工事・計画のことなど | 水道建設担当 (083-933-6672/6673) | 水道業務担当(083-973-8184) |
| 給水装置指定工事店のことなど | 給水担当(083-933-6670) | |
| 濁り水が出る時など | | |
| 簡易専用水道の設置、変更、廃止のことなど | | |
| 道路からの漏水のことなど | 漏水対策担当(083-933-6670) | |
| 水道水の水質のことなど | 水道施設課水質管理担当(083-922-0311) | |
| 下水道の計画・地上権のことなど | 管理計画担当(083-933-6692) | |
| 下水道の受益者負担金のことなど | 下水道建設第一担当 (083-933-6694/6695) | 下水道建設第二担当 (083-973-2349) |
| 下水道管の工事のことなど | 総合浸水対策室(083-933-6690) | |
| 総合浸水対策計画に基づく各種対策のことなど | 下水道業務第一担当(083-933-6671) | 下水道業務第二担当 (083-973-2349) |
| マンホールの不具合のことなど | 管理水洗化担当(083-933-6691) | |
| 合併処理浄化槽設置補助のことなど | 管理水洗化担当(083-933-6691) | |
| 合併処理浄化槽の設置、変更、廃止のことなど | | |
| 排水設備指定工事店のことなど | | |
| 下水道終末処理場のことなど | 下水道施設課施設担当(083-925-8469) | |
| 阿東地域の水道のこと | 阿東簡易水道事務所(083-956-0981) | |
| 阿東地域の合併処理浄化槽設置補助のこと | | |



※阿知須地域の下水道に関することは『宇部・阿知須公共下水道組合(TEL0836-65-5222)』までお問い合わせください。
※上下水道局では「上下水道料金センター」を開設し、検針、窓口、徴収などの業務を第一環境・山口内山電機共同企業体へ委託しています。

発行編集 山口市上下水道局上下水道総務課総務担当

〒753-0043 山口市宮島町7番1号/TEL083-933-6663/FAX083-932-0810/E-mail: suido@city.yamaguchi.lg.jp

10月使用分から公共下水道使用料などが変わります

公共下水道・川西地区農業集落排水処理施設・佐山ハビテーション地域下水道

12月検針分（1月請求分）から新料金となります。

◆使用料（1か月・消費税抜き）

| 区分 | 基本料金 | 超過料金 1m ³ につき | |
|------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 一般汚水 | 10m ³ まで 1,300円 (100円) | 10m ³ を超え 20m ³ まで | 150円 (20円) |
| | | 20m ³ を超え 30m ³ まで | 165円 (5円) |
| | | 30m ³ を超え 100m ³ まで | 175円 (5円) |
| | | 100m ³ を超えるもの | 185円 (5円) |
| | | 公衆浴場汚水 温泉汚水 | 10m ³ まで 1,300円 (100円) |

※（ ）書きは現行使用料との差額です。

お問い合わせ先

上下水道料金センター ☎083-933-6664

◆早見表（一般汚水・2か月・消費税込み・円）

| 水量 | 0m ³ | 10m ³ | 20m ³ | 30m ³ | 40m ³ |
|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0m ³ | 2,808 | 2,808 | 2,808 | 4,428 | 6,048 |
| 1m ³ | 2,808 | 2,808 | 2,970 | 4,590 | 6,226 |
| 2m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,132 | 4,752 | 6,404 |
| 3m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,294 | 4,914 | 6,582 |
| 4m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,456 | 5,076 | 6,760 |
| 5m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,618 | 5,238 | 6,939 |
| 6m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,780 | 5,400 | 7,117 |
| 7m ³ | 2,808 | 2,808 | 3,942 | 5,562 | 7,295 |
| 8m ³ | 2,808 | 2,808 | 4,104 | 5,724 | 7,473 |
| 9m ³ | 2,808 | 2,808 | 4,266 | 5,886 | 7,651 |

2か月の水量が44m³の場合、
表の横40m³と縦4m³の交わり
ところの6,760円となります。

長浜地区漁業集落排水処理施設

10月分（11月請求分）から新料金となります。

◆使用料（1か月・消費税抜き）

| 区分 | 金額 |
|-----------|--------------|
| 基本料 1戸につき | 1,470円（100円） |
| 人数割 1人につき | 663円（73円） |

※（ ）書きは現行使用料との差額です。

お問い合わせ先

上下水道総務課料金管理対策室

☎083-933-6697

事業経営におけるこれまでの取り組み

- ①水道事業との組織統合による業務効率化
- ②地方公営企業法の適用による消費税節税
- ③高利率の企業債の繰上償還による利子軽減
- ④下水処理場の運転管理業務委託の拡大
- ⑤上下水道料金徴収等業務の民間委託

今後、下水処理場で発生するメタンガスや太陽光を活用した発電にも取り組む予定です。

■使用料の改定にご理解をお願いします
こうした状況の中、公共下水道を使用されている方と使用されていない方の負担の公平性を図るため、使用料を改定します。今回の改定によって、税金からの補てんを5割程度削減できる見込みです。

■公共下水道事業の経営は厳しい状況です
本市の公共下水道事業は、民間委託の推進など、さまざまな経営努力を行ってまいりましたが、使用料収入が伸び悩み、厳しい経営状況となっております。平成25年度決算では、使用料収入の不足分約2億6千万円を税金で補てんしています。

■下水道使用料は次のような経費に使っています
下水道使用料は、下水処理場やポンプ場の運転、下水管路の補修など、施設の維持管理にかかる経費や、老朽化した施設を更新するための経費に使っています。

■下水道事業は税金と使用料で運営しています
下水道事業のうち、浸水対策や水質保全などの公共性の高い事業にかかる経費は、国の基準によって税金で負担するものと定められています。一方、汚水の処理にかかる経費については、その恩恵を受ける方に限定された公共サービスであるため、使用者の負担でまかなうべきものとされています。

平成27年度水道事業会計予算及び公共下水道事業会計予算について

水道事業会計及び公共下水道事業会計は、それぞれ「収益的収入及び支出」と「資本的収入及び支出」に分けて予算計上しています。

◎収益的収入及び支出

料金収入や施設の維持管理費などの営業活動に要する経費を計上しており、この収支の差し引きが、いわゆる黒字・赤字となります。減価償却費などの現金の支出を伴わない経費を含んでいます。

◎資本的収入及び支出

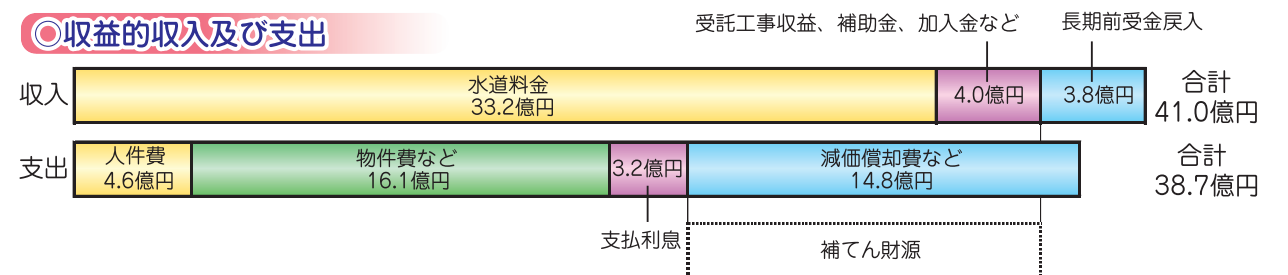
施設の建設改良費や借入金返済と、その財源を計上しており、現金支出を伴う経費のみで構成されています。施設の建設改良費は、後年度に減価償却費として収益的支出に計上され、後年度の黒字・赤字に影響を与えます。なお、資本的収支の不足分については、補てん財源（収益的収入の資金余剰）で補てんします。

※ 減価償却費…資産の取得に要した支出を耐用年数にわたって費用配分したもの。
長期前受金戻入…資産の取得に充当された財源相当額を減価償却に応じて収益化したもの。

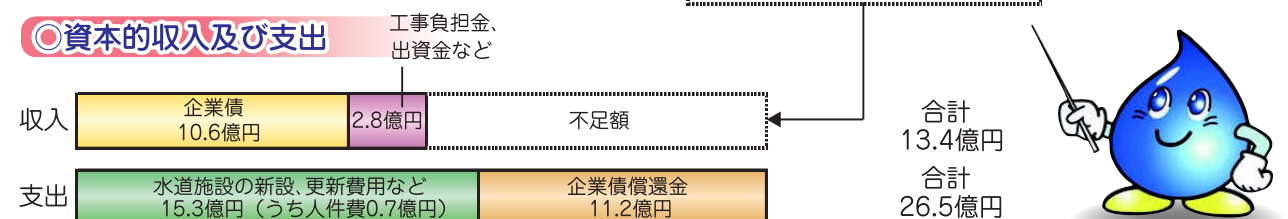
◎水道事業会計

水道事業会計の収益的収入及び支出については、収入41億円、支出38億7千万円、資本的収入及び支出については、収入13億4千万円、支出26億5千万円をそれぞれ計上しています。

◎収益的収入及び支出



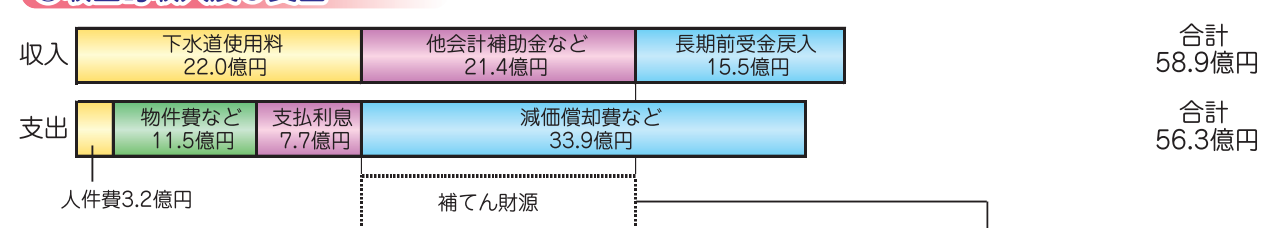
◎資本的収入及び支出



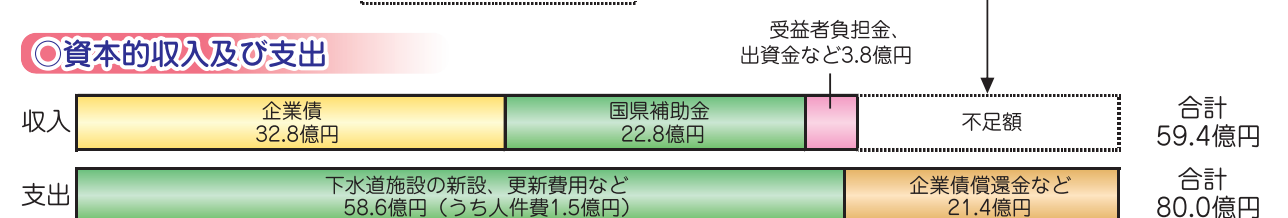
◎公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の収益的収入及び支出については、収入58億9千万円、支出56億3千万円、資本的収入及び支出については、収入59億4千万円、支出80億円をそれぞれ計上しています。

◎収益的収入及び支出



◎資本的収入及び支出



お問い合わせ先 上下水道総務課経営財務担当 ☎083-933-6675

水道水は安心・安全です

「渴いたら いつでもごくごく 水道水 冷やして飲んだら もっとおいしい」

水道水には細菌などを消毒するため、人体に影響がない程度の微量な塩素が含まれており、塩素臭を伴います。塩素臭を軽減するためにはよく冷やしていただくことが効果的です。塩素は煮沸により除去することができますが、塩素が含まれない状態では雑菌が繁殖しやすくなりますので、早くお使いいただくなどの注意が必要です。

水道管等の資機材や給水装置には、その構造や材質が水道法に基づく施設基準を満たしているものが使用されており、また一定規模以上の貯水槽は、貯水槽管理者が適切に管理するよう義務付けられています。

水道水は水道法で定められた厳しい水質基準を満たしており安全ですので、いつでも安心して直接お飲みいただけます。

水道水の水質に関するお問い合わせ先

水道施設課水質管理担当 ☎083 - 922 - 0311

漏水発見にご協力をお願いします

上下水道局では水道水を安定して供給するため、漏水の早期発見・修理を心掛けています。漏水は水をムダにするだけでなく、道路の陥没によって事故が発生したり、水圧の不足で水の出が悪くなるなど、皆様の日常生活に影響を及ぼす可能性があります。

○漏水の発見例

- ・ 晴れているのに道路がいつも濡れている ・ 道路がへこんでいる
- ・ 水が急に出にくくなった ・ 普段乾いている水路にきれいな水が流れている

このような場合、水道管の漏水が考えられます。発見された場合はすみやかにご連絡ください。



お問い合わせ先

【北部地域】 水道整備課漏水対策担当

☎083 - 933 - 6670

【南部地域】 水道整備課水道業務担当

☎083 - 973 - 8184

【阿東地域】 阿東簡易水道事務所

☎083 - 956 - 0981

災害等の非常時に備えましょう

上下水道局では常にじゃ口から安心・安全な水が出ることを「あたりまえ」を守る努力を続けていますが、地震や豪雨等の災害時には断水が避けられない場合もあります。



人は生きるために1日約3リットルの飲料水が必要とされています。災害に備え、ご家庭でも飲料水を確保しておきましょう。また、トイレや洗濯などの生活用水として、お風呂の水の汲み置きはたいへん有効です。日頃から災害を意識しましょう。

水道管に関するお知らせ

鉛製の管を使用している給水管は、ごく微量ですが鉛が溶出しています。

通常の使用では、健康上問題はありませんが、長時間水道を使用しなかったときは、念のため最初に使用される水（バケツ1杯程度）は飲用以外にお使いください。鉛管は、漏水が多いことなどから、家屋の建替えや改造などの際には、取替えをお勧めします。

旧山口市では昭和49年以降、旧小郡町では昭和31年以降、旧秋穂町では39年以降に実施した工事では鉛管は使用しておりません（旧阿知須町は使用していません）。

本市では、公道部の鉛管取替えについては、平成19年度までに全て完了しております。給水管はお客様の持ち物ですので、水道メーター以降の鉛管の取替え工事は、お客様の負担で行っていただくことになります。

なお、上下水道局では鉛管使用の有無を調査するため、身分証明書を携帯した市職員が家庭や事業所にお伺いすることがあります。自宅の給水管に鉛管が使用されているかどうか不明な時は、お問い合わせください。

また、工事を実施する際は、市の指定する工事店に依頼してください。



お問い合わせ先

【北部地域】 水道整備課給水担当 ☎083 - 933 - 6670

【南部地域】 水道整備課水道業務担当 ☎083 - 973 - 8184

【阿東地域】 阿東簡易水道事務所 ☎083 - 956 - 0981

山口市総合浸水対策計画について

3 山口市総合浸水対策計画の考え方

山口市総合浸水対策計画では、浸水被害のあった地域での被害軽減を図るため、以下の3つの柱を基本方針として浸水対策に取り組みます。

①【ためる】減災対策：雨水流出抑制施設(新たなハード対策)の整備推進及び既存施設の活用

【自助】 個人宅地内の施設（雨水貯留タンク・雨水浸透ますなど）の設置

【公助】 雨水貯留浸透施設（貯水槽・浸透ます・調整池）の整備

②【ながす】河川・下水道対策：基幹施設(従来型ハード対策)の整備推進

【公助】 基幹施設（雨水排水路・河川）の整備を今後も引き続き推進

③【そなえる】減災対策：ソフト対策による浸水被害の軽減

【自助】 防災情報の収集、避難訓練への参加、避難事前準備など

【共助】 自主防災組織の設置と活用、避難訓練、水路清掃活動など

【公助】 個人宅地内の施設（雨水貯留タンク・雨水浸透ますなど）の補助

水田貯留用せき板の配布、防災情報の提供、防災講座など

○減災対策として

自主防災組織の防災訓練



雨水調整池



河川の改修工事



「自助」「共助」「公助」のイメージ

一人ひとりが取り組む

■ 自助 ■

個人や家族による安全確保

- ・自立のための自助努力
- ・家族での話し合い 等

地域住民が力を合わせて実現する

■ 共助 ■

地域における相互扶助、地域活動

- ・隣近所や友人との助け合い
- ・自治会、自主防災組織の活動
- ・学校との連携
- ・事業者との連携 等

行政の責任として推進する

■ 公助 ■

公的な施策の実施

- ・施設整備・管理
- ・情報提供や啓発運動
- ・人材育成の支援
- ・各主体との連携や協議
- ・他自治体との連携 等

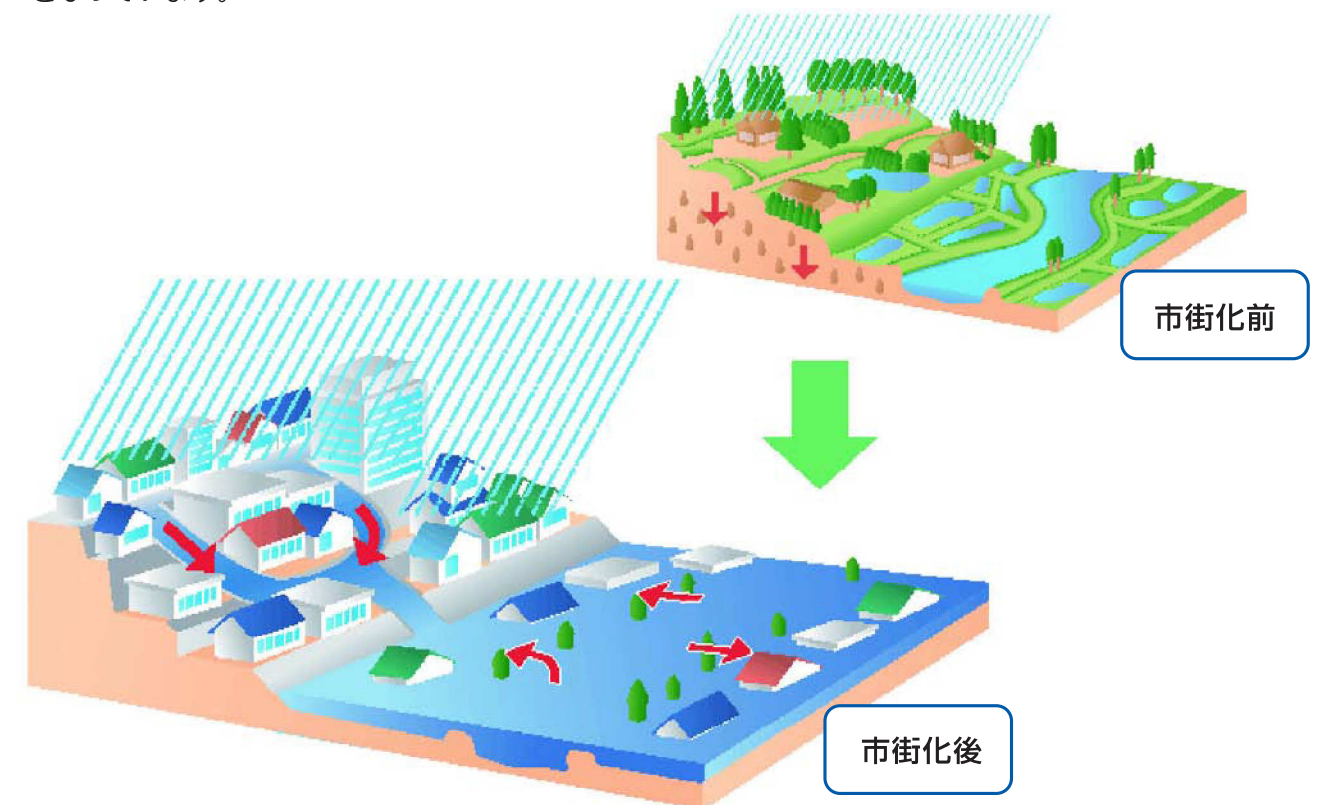
上記の「ハード対策」や「ソフト対策」には、個人で行う「自助」、地域や事業者が協力して行う「共助」、行政が行う「公助」それぞれの対策があり、市民・事業者・行政の積極的な参加と良好なパートナーシップに基づき、協働して地域防災力を高めていくこととしています。

本市では、豪雨災害による浸水被害を軽減し、「安心して安全に暮らせるまちづくり」を実現する指針として、「山口市総合浸水対策計画」を策定しました。
この計画の概要についてご説明します。

1 浸水被害の原因

近年、本市を含む全国各地で局地的なゲリラ豪雨などによる浸水被害が多く発生しています。

また、宅地化の進展により、雨水を貯留・浸透させていた農地が減少したため、降った雨がそのまま水路に流れ、河川が満水状態となることもあり、以前と比べて同程度の雨でも浸水被害が発生しやすい状況となっています。



土地利用の変化に伴う浸水被害の拡大(イメージ)
出典：国土交通省 HPP「水害対策を考える」の一部(文字)を編集

2 浸水対策の転換

これまで本市の浸水対策は、災害を防ぐ「防災」の視点から、雨水排水施設の整備などを行ってきましたが、今後も想定を超える降雨や浸水被害が増加する可能性があり、ゲリラ豪雨による浸水被害を完全に防止することには限界があります。

こうしたことから、今後の浸水対策は、可能な限り被害を軽減するという「減災」へと発想を転換することが重要です。



お問い合わせ先 下水道整備課総合浸水対策室 ☎083-933-6690